(三) (一)又は(二)によりその住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを、長期優良住宅建築等計画等に添えて認定の申請をした場合においては、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画等は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項第一号に掲げる基準に適合しているものとみなすこととした。

2　住宅紛争処理に対する時効の完成猶予効の付与等

(一)　時効の完成猶予

あっせん又は調停に係る評価住宅の建設工事の請負契約又は売買契約に関する紛争（2において「紛争」という。）についてあっせん又は調停による解決の見込みがないことを理由に指定住宅紛争処理機関により当該あっせん又は調停が打ち切られた場合において、当該あっせん又は調停の申請をした当該紛争の当事者がその旨の通知を受けた日から一月以内に当該あっせん又は調停の目的となった請求について訴えを提起したときは、時効の完成猶予に関しては、当該あっせん又は調停の申請の時に、訴えの提起があったものとみなすこととした。（第七三条の二第一項関係）

(二)　訴訟手続の中止（第七三条の三関係）

(1)　紛争について当該紛争の当事者間に訴訟が係属する場合において、次に掲げる事由のいずれかに該当し、かつ、当該紛争の当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができることとした。

イ　当該紛争について、当該紛争の当事者間において指定住宅紛争処理機関によるあっせん又は調停が実施されていること。

ロ　イに掲げる事由のほか、当該紛争の当事者間に指定住宅紛争処理機関によるあっせん又は調停によって当該紛争の解決を図る旨の合意があること。

(2)　受訴裁判所は、いつでも(1)の決定を取り消すことができることとした。

(3)　(1)の申立てを却下する決定及び(2)により(1)の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができないこととした。

3　住宅紛争処理支援センターの業務の拡充

住宅紛争処理支援センターの業務として、住宅の瑕疵の発生の防止に関する調査及び研究を行うことを追加することとした。（第八三条第一項第八号関係）

三　特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の一部改正関係

1　供託制度の合理化

住宅建設瑕疵担保保証金及び住宅販売瑕疵担保保証金の供託等について、その基準日を年二回（三月三一日及び九月三〇日）から年一回（三月三一日）とし、基準日から三週間を経過する日までの間において供託をしていなければならないこととした。（第三条第一項及び第一一条第一項関係）

2　書面の交付に関する手続の電子化

(一)　供託すべき額の算定において、建設業者及び宅地建物取引業者が、発注者及び買主に、保険証券等の書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提供した場合についても、保険証券等の書面を交付した場合と同様に取り扱うこととした。（第三条第二項及び第一一条第二項関係）

(二)　供託建設業者及び供託宅地建物取引業者は、供託所の所在地等を記載した書面の交付に代えて、発注者及び買主の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとし、この場合においては、当該書面を交付したものとみなすこととした。（第一〇条第二項及び第一五条第二項関係）

3　特別住宅紛争処理の対象拡大

指定住宅紛争処理機関は、第一九条第二号に規定する保険契約に係る住宅の建設工事の請負契約又は売買契約に関する紛争の当事者の双方又は一方からの申請により、当該紛争のあっせん、調停及び仲裁の業務を行うことができることとした。（第三三条第一項関係）

4　特別住宅紛争処理に対する時効の完成猶予効の付与等

特別住宅紛争処理について、二の2と同様に、あっせん及び調停に時効の完成猶予効を付与するとともに、訴訟手続を中断することができることとした。（第三三条第二項関係）

四　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（法律第四九号）（厚生労働省）

一　医療法の一部改正関係

1　医師の労働時間の短縮及び健康確保のための制度の創設等に関する事項

(一)　厚生労働大臣が定める指針

厚生労働大臣は、労働時間を短縮し健康を確保することにより、医師が良質かつ適切な医療を行うことができるよう、関係者が適切に対処するために必要な指針を定め、公表するものとした。（第一〇五条関係）

(二)　医療機関勤務環境評価センター

(1)　厚生労働大臣が指定する医療機関勤務環境評価センターは、病院又は診療所に勤務する医師の労働時間の短縮のための取組の状況その他厚生労働省令で定める事項について評価を行うこと等の業務を行うものとした。（第一〇七条及び第一〇八条関係。令和六年四月一日以降は第一三〇条及び第一三一条）

(2)　医療機関勤務環境評価センターは、(1)の評価の結果を、遅滞なく、当該評価に係る病院又は診療所の管理者及びその所在地の都道府県知事に対して通知しなければならないものとし、都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、通知された評価の結果を公表しなければならないものとした。（第一〇九条及び第一一一条関係。令和六年四月一日以降は第一三二条及び第一三四条）

(三)　長時間労働となる医師に対する面接指導

(1)　病院又は診療所の管理者は、当該病院又は診療所に勤務する医師のうち、各月の労働時間の状況が厚生労働省令で定める要件に該当する者（以下この(三)において「面接指導対象医師」という。）に対し、医師（面接指導対象医師に対し、面接指導を行うのに適切な者として厚生労働省令で定める要件に該当する者に限る。以下この(三)において「面接指導実施医師」という。）による面接指導を行わなければならないものとし、面接指導実施医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該面接指導対象医師の実情を考慮して、労働時間の短縮、宿直の回数の減少その他の適切な措置を講じなければならないものとした。（第一〇八条第一項～第五項関係）

(2)　病院又は診療所の管理者は、面接指導対象医師について、各月の当該面接指導対象医師の労働時間の状況が特に長時間であるものとして厚生労働省令で定める要件に該当する場合には、労働時間の短縮のために必要な措置を講じなければならないものとした。（第一〇八条第六項関係）

(四)　休息時間の確保

(1)　病院又は診療所の管理者は、当該病院又は診療所に勤務する医師のうち、その予定されている労働時間の状況（一年の期間に係るものに限る。）が厚生労働省令で定める要件に該当する者（(三)の(1)の特定対象医師を除き、以下この(四)において「対象医師」という。）に対し、当該対象医師ごとに厚生労働省令で定める業務の開始から厚生労働省令で定める時間を経過するまでに、厚生労働省令で定めるところにより、継続した休息時間を確保するよう努めなければならないものとした。（第一一〇条第一項本文関係）